

フローチャート

佐倉市から児童手当・特例給付を受給しているかた

ここからスタート

高校生年代(平成18年4月2日～平成21年4月1生まれ)の子または平成14年4月2日～平成18年4月1生まれの子を養育していますか

いいえ



A

手続きは不要です

はい

養育している高校生年代以下の子(平成18年4月2日以降に生まれた子)が別紙「児童手当の制度改正について」の裏面に全て記載されていますか

いいえ



B

手続きが必要です

はい

平成14年4月2日以降に生まれた子を3人以上養育していますかしている場合、養育している子に平成14年4月2日～平成18年4月1生まれの子は含まれていますか

いいえ



C

手続きは不要です

はい

D

手続きが必要です

区分	必要な手続き
A	手続きは不要です。制度改正により児童手当の額が増えるかた(※1)には、10月中旬以降に通知を送付します
B	「児童手当 額改定請求書」等を提出してください。 ※提出書類については、裏面をご覧ください。
C	手続きは不要です。制度改正により児童手当の額が増えるかた(※1)には、10月中旬以降に通知を送付します。
D	「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。 ※提出書類については、裏面をご覧ください。

※1 制度改正により児童手当の額が増えるかた

- ・高校生年代の児童を養育しているかた
- ・養育している子が3人以上いるかた
- ・特例給付(月額5,000円)を受給しているかた

《提出書類》

提出が必要な書類は以下のとおりです。

区分	① 児童手当 額改定 認定請求書	② 児童手当 別居監護 申立書	③ 監護相当・生計費の負担 についての確認書
B	必要	必要な場合あり (※2)	必要な場合あり (※3)
D			必要

※2 高校生年代の子と別の住所に住んでいる場合は、「②児童手当 別居監護申立書」の提出が必要です。

※3 平成14年4月2日以降に生まれた子を3人以上養育しており、かつ平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子を養育している場合は、「③監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

【申請に必要な書類は、佐倉市ホームページからダウンロードしてください。】



佐倉市 HP



【申請書類の郵送をご希望のかたは、以下の二次元コードから書類郵送の申請を行ってください。】



ちば電子申請サービス



《提出方法》

・郵送

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地 佐倉市役所 子ども家庭課子ども手当班宛て

・持参 佐倉市役所2号館1階子ども家庭課（出張所等では提出できません。）

《締め切り》

令和6年9月30日(月) 必着